

鹿児島県指定障害福祉サービス事業者等指導・監査実施要領

1 趣旨

この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設並びに法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）に対し、当該指定に係る障害福祉サービス及び地域相談支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）の提供が関係法令等に従い適正に行われることを目的として行う、法第11条の規定による報告・物件の提出等の指示、又は質問、並びに法第48条及び法第51条の27第1項の規定による報告・物件の提出等の指示、質問又は立入検査の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 指導

(1) 指導の方針

指導は、指定障害福祉サービス事業者等に対し、次の関係省令等（以下「指定基準等」という。）に定める指定障害福祉サービス事業者等の従業者、設備及び運営に関する基準、並びに指定障害福祉サービスに要する費用の算定及び請求等の基準に関する事項を周知徹底させるとともに、その遵守について指導することを主眼とする。

なお、指導に当たっては、当該年度の指導監査実施計画における「重点指導事項」に留意の上、行うこととする。

ア 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）

イ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第172号）

ウ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年3月13日厚生労働省令第27号）

エ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号）

オ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年3月14日厚生労働省告示第124号）

カ 「厚生労働大臣が定める一単位の単価」（平成18年厚生労働省告示第539号）

キ 「鹿児島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年鹿児島県条例37号）

ク 「鹿児島県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年鹿児島県条例38号）

(2) 指導の形態

指導は、集団指導と実地指導とする。

(3) 集団指導

ア 実施主体

障害福祉課又は地域振興局及び支庁（以下「地域振興局等」という。）

イ 指導対象の選定

(ア) 新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始して概ね1年以内の指定障害福祉サービス事業者等

(イ) (ア)に掲げるほか、集団指導の内容に照らして適当と認める指定障害福祉サービス事業者等

ウ 指導方法等

(ア) 実施通知

くらし保健福祉部長又は地域振興局等の長（以下「地域振興局長等」という。）は、集団指導の対象となる指定障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を別記第1号様式により当該指定障害福祉サービス事業者等に通知する。

(イ) 指導方法

集団指導は、対象となる指定障害福祉サービス事業者等を一定の場所に集めて、指定障害福祉サービス等の取扱い、指定障害福祉サービス等に要する費用の請求の内容、制度改正内容及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について、講習等の方法により行うこととする。

(ウ) 実施後の措置

集団指導を欠席した指定障害福祉サービス事業者等及び市町村に対し、当日使用した資料を送付する等、必要な情報提供を行うものとする。

(4) 実地指導

ア 実施主体

地域振興局等

なお、特に重点的な指導が必要と認められる指定障害福祉サービス事業者等について、地域振興局等は、社会福祉課及び障害福祉課と協議の上、合同で実地指導を行うことができる。

イ 指導対象の選定

(ア) 指定障害福祉サービス事業者等のうち指定障害者支援施設については、概ね3年に1度実施する。

(イ) (ア)に掲げるほか、指導が必要と認められる指定障害福祉サービス事業者等

ウ 指導方法等

(ア) 実施通知

地域振興局長等は、実地指導の対象となる指定障害福祉サービス事業者等を決定したときは別記第2号様式により原則として実施日の30日前までに当該指定障害福祉サービス事業者等に通知する。

ただし、指導対象となる事業所において障害者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に通知するものとする。

(イ) 指導方法

実地指導は、別に定める指導調書に基づき、関係者との面談及び関係書類の閲覧により行うこととする。

(ウ) 指導結果

- a 実地指導担当者は、実地指導の結果をそれぞれの別記第3号様式により、原則として実施日から10日以内に所属長等に報告することとする。
- b 実地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、「実地指導における指摘指針」（別表）に基づいて、別記第4号様式により原則として実施日から30日以内に当該指定障害福祉サービス事業者等に対し通知するとともに、期限を付して別記第5号様式により提出を求めることとする。

エ 監査への変更

実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに3に定めるところにより監査を行うことができる。

- (ア) 著しい指定基準等の違反が確認され、指定障害福祉サービス事業者等の利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断される場合
- (イ) 指定障害福祉サービス等に要する費用の請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正であると認められる場合

オ 地域振興局等の報告

地域振興局長等は、次の事項について、それぞれに定める期限内に暮らし保健福祉部長に報告するものとする。

なお、暮らし保健福祉部長は、実地指導の実施状況について、その他必要と認める事項について、別に様式を定め、地域振興局長等に報告を求めることができるものとする。

事 項	様 式	提 出 期 限
実 地 指 導 実 施 計 画	別記第6号様式	毎年6月中旬
上半期実地指導実施報告	別記第7号様式	毎年10月末日
下半期実地指導実施報告	別記第7号様式	毎年3月末日

カ その他

実地指導について、天災その他やむを得ない事由により当該年度内に実地で行うことが著しく困難又は不相当と認められる場合は、実地でなくても確認できる内容については、情報セキュリティを確保したオンライン等を活用して実施できるものとする。

3 監査

(1) 監査の方針

監査は、指定障害福祉サービス事業者等が行う指定障害福祉サービス等の内容が、2の(1)に掲げる指定基準等に違反し若しくはその疑いが認められる場合、又は指定障害福祉サービス等に要する費用の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合(以下「指定基準違反等」という。)において、事実関係を的確に把握し、法第49条及び第50条に規定する行政上の措置の適切かつ機動的な発動に資することを主眼とする。

(2) 実施主体

地域振興局等

なお、実施に当たっては、事前に社会福祉課及び障害福祉課に協議することとし、社会

福祉課及び障害福祉課は必要な協力を行うこととする。

(3) 監査対象の選定基準

監査は、次に掲げる情報を踏まえて、指定基準違反等に係る事実の確認が必要と認められる場合に行うものとする。

ア 一般情報

(ア) 通報・苦情・相談等に基づく情報

(イ) 市町村、相談支援事業者等に寄せられる苦情

(ウ) 自立支援給付に係る費用の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者情報

イ 実地指導による情報

(ア) 実地指導により確認した指定基準違反等

(イ) 市町村から情報提供された、当該市町村が実地指導により確認した指定基準違反等

(4) 監査方法等

ア 実施通知

地域振興局長等は、監査を実施するに当たり、監査の対象となる指定障害福祉サービス事業者等に対し、前日又は当日に電話等で通知するものとする。

ただし、特に必要と認めるときは、通知せずを実施するものとする。

なお、実施についての通知文は、別記第8号様式により当日手交するものとする。

イ 実施方法

監査は、実地検査の方法によることとする。なお、監査の実施に当たっては、事前に指定基準違反等に係る事実の確認に必要と思われる事項を検討するなど、適切かつ効果的に実施されるよう十分な準備を行うものとする。

ウ 監査結果

a 監査担当者は、監査の結果について、別記第9号様式により監査実施後速やかに所属長に報告することとし、所属長はこれを受けてくらし保健福祉部長に報告することとする。

b 監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項について、当該指定障害福祉サービス事業者等に対し別記第10号様式により原則として実施日から30日以内に所要の改善を指示するとともに、期限を付して別記第11号様式による提出を求めることとする。

(5) 監査後の措置

監査における是正又は改善結果の確認を行っても指定基準違反等が認められた場合は、当該指定基準違反等を法第50条第1項の各号に照らした上、地域振興局長等は法第49条の規定による勧告又は命令、くらし保健福祉部長は法第50条の規定による指定の取消し等を機動的に行うこととする。

附 則

1 この要領は、平成19年5月30日から施行する。

2 鹿児島県指定居宅支援事業者等の指導監査実施要領（平成16年5月25日施行）は、廃止する。

附 則

1 この要領は、平成24年5月21日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成25年6月25日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成28年5月24日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成30年5月30日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和5年7月4日から施行する。